

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準及び建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する告示案（概要）

1. 背景

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）のうち、一部は平成28年4月に施行され、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等については、平成29年4月1日に施行される。

建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置等については、法第12条第1項において一定規模以上の建築物に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務付けられ、法第19条第1項においてはその他の一定規模以上の建築物に対して建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出が義務付けられる。

これらの施策の確実な実施を確保する観点から、建築士事務所のこれらの業に対する報酬が適切に算定されるよう、所要の改正を行うこととする。

2. 概要【別紙「新旧対照表」参照】

(1) 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）

別添四に掲げる標準業務に附随する標準外の業務に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務等を追加する。

(2) 建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成27年国土交通省告示第670号）

別添三に掲げる標準業務に附随する標準外の業務に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務等を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成29年3月

施行 平成29年4月1日